

事業主・安全衛生担当者 各位

一般社団法人 池袋労働基準協会

登録安全衛生推進者等養成講習機関による
安全衛生推進者養成講習開催のご案内

～ 安全衛生推進者の選任が必要な事業場様！ 安全衛生推進者の選任はお済みですか？ ～

常時使用する労働者が、10人以上50人未満（派遣社員・パート等を含みます）で以下の業種の事業場につきましては、事業場ごとに安全衛生にかかる職務を担当する安全衛生推進者を選任することが、労働安全衛生法で義務付けられております。

また、労働安全衛生法が改正され、時間外・休日労働が月間100時間を超える労働者に対して医師による面接指導の実施が義務付けられ、安全衛生推進者の役割は増す一方かと思われまます。

そこでこのたび、安全衛生推進者養成講習を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、まだ安全衛生推進者を選任されていない事業場や、これから担当することが予定されている方は、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、安全衛生推進者の選任が必要となるのは、以下の業種の事業場です。

※以下の業種以外の事業場は衛生推進者を選任することになりますが、安全衛生推進者資格取得者は衛生推進者資格取得者とみなされます。

*** 安全衛生推進者の選任が必要となる業種 ***

(常時使用する労働者が、10人以上50人未満の事業場)

建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、通信業、電気業、林業、鉱業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、旅館業、ゴルフ場業、燃料小売業

記

開催日時 令和6年5月21日(火)・22日(水) 両日とも午前10時～午後4時30分
※当講習会は労働安全衛生規則により、必要とされる講習時間が厳格に定められているため、遅刻早退等により必要講習時間未達の場合は、修了証をお出しすることができませんのでご承知おきください。

開催場所 池袋労働基準協会 研修室
豊島区池袋1-8-8 池袋労働基準協会ビル2階（案内図参照）

講師及び内容 講 師 労働安全コンサルタント 奥山 良二 氏
第1日 5月21日(火)
安全管理、危険性又は有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置等、安全衛生教育
第2日 5月22日(水)
作業環境管理及び作業管理、健康の保持増進、安全衛生関係法令

受講料 協会員 9,000円（消費税込）
※協会員様のテキスト代1,430円は協会が助成いたします。
非協会員 10,430円（消費税・テキスト代込）

定 員 15名（定員になり次第、締め切らせていただきます）

